

平成28年10月

秋田県後期高齢者医療広域連合議会  
定例会会議録

平成28年10月26日 開会

平成28年10月26日 閉会

秋田県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

平成28年10月26日（水曜日）午後3時30分開議

- 日程第 1 議席の指定（新議員）
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 提案理由の概要説明
- 日程第 6 一般質問
- 日程第 7 議案第15号 平成28年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件
- 日程第 8 議案第16号 平成27年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 9 議案第17号 平成27年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（20名）

1番	渡辺正宏	3番	高橋大
4番	仲沢誠也	5番	渡部幸男
9番	伊藤榮悦	10番	千葉健
11番	久留嶋範子	12番	菊地衛
13番	青柳宗五郎	14番	鹿兒島巖
15番	小林信	16番	佐々木文明
17番	三浦正隆	18番	芦崎達美
19番	渡邊彦兵衛	20番	畠山菊夫
22番	高橋浩人	23番	松田知己

24番 藤原義美

25番 佐々木謙吉

---

#### 欠席議員（5名）

2番 武田正廣

6番 齊藤光喜

7番 児玉一

8番 長谷部誠

21番 齋藤多聞

---

#### 地方自治法第121条による出席者

広域連合長 穂積志

副広域連合長 栗林次美

副広域連合長 佐々木哲男

代表監査委員 柴田暹

事務局長 佐々木吉丸

事務局次長  
兼会計管理者 渋谷清美

総務課長  
兼会計室長 鈴木学

業務課長 菅原文夫

---

#### 議会担当職員出席者

議会書記 佐々木崇

議会書記 佐々木和寛

---

#### 午後3時30分 開会

○議長（青柳宗五郎） 本日の出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年10月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

---

## 新議員の紹介

○議長（青柳宗五郎） 議事に先立ちまして、平成28年8月臨時会後の議員の異動についてご報告申し上げます。

8月臨時会後、1町1村のそれぞれの議会において広域連合議会議員選挙が行われましたので、当選されました議員をご紹介します。

選挙実施月日順にお名前を申し上げますので、自席にてご起立くださるようお願い申し上げます。

八郎潟町町長の畠山菊夫議員。

大潟村村長の高橋浩人議員。

以上、2名の方が広域連合議会議員として当選されましたので、よろしくようお願い申し上げます。

---

## 日程第1 議席の指定

○議長（青柳宗五郎） 日程第1、議席の指定を行います。

新議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、畠山議員は20番、高橋議員は22番と指定いたします。

---

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（青柳宗五郎） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、高橋大議員、芦崎達美議員の2名を指名いたします。

### 日程第3 会期の決定

○議長（青柳宗五郎） 日程第3、会期の決定を議題にします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

---

### 日程第4 諸般の報告

○議長（青柳宗五郎） 日程第4、諸般の報告を行います。報告は、各議員へ配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

また、本日、柴田暹代表監査委員に出席いただいておりますので、あわせてご報告申し上げます。

---

### 日程第5 提案理由の概要説明

○議長（青柳宗五郎） 日程第5、提案理由の概要説明を行います。

議案第15号平成28年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件から議案第17号平成27年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件までの各議案に対する提案理由の概要説明を求めます。穂積広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積 志） 平成28年10月広域連合議会定例会の開会に当たり、提出議案について概略を説明申し上げ、ご審議をお願いいたします。

説明に入ります前に、後期高齢者医療制度を取り巻く状況について申し上げます。

現在、国では持続可能な社会保障制度の確立を図るため、財政安定化や負担の公平性の確保などの観点から、医療・介護保険制度の見直し議論を進めております。後期高齢者医

療制度においては、低所得者などの保険料を最大9割軽減している軽減特例の段階的縮小が見直し案となっておりますが、後期高齢者率が高く、かつ所得水準が低い本県においては、その影響が特に大きいことから、これまで、全国後期高齢者医療広域連合協議会などを通じて、恒久的な制度への移行を国に要望しているところであります。引き続き、国の見直し協議の内容を注視しながら、被保険者の負担増とならないよう、要望などの活動を行ってまいります。

次に、昨年度発生しましたマッサージ施術に係る2件の療養費不正受給についてであります。係争中の1件につきましては、10月6日に第2回弁論準備手続を行ったところであります。残る1件につきましては、債権の確定により強制執行に向けた財産調査を進めているところであります。

今後も、不正請求事案に対しては厳正に対処するとともに、債権の回収と療養費の適正執行に努めてまいります。

また、横手市から派遣され自殺した職員の両親から訴えが出された損害賠償請求事件訴訟の状況についてであります。昨年の7月24日に行われた第1回の口頭弁論以降は、弁論準備手続が継続しており、来月、第8回目が行われる予定であります。

さて、今議会には、補正予算案1件、決算認定2件を提出いたしております。

初めに、議案第15号平成28年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件についてであります。

今回の補正は、平成27年度の医療給付費が確定したことに伴う、国、県及び市町村負担金、並びに特別調整交付金の精算等によるものであります。歳入歳出予算の総額に、それぞれ33億7,270万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ1,498億3,994万3,000円とするものであります。

次に、議案第16号平成27年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件についてであります。

本件につきましては、地方自治法第233条の規定に基づき、議会の認定に付すものであります。

歳入では、予算現額4億4,734万4,000円に対し、決算額は4億4,698万5,723円で、予算現額に対する収入率は100%であります。歳出では、予算現額4億4,734万4,000円に対し、決算額は4億1,867万5,847円で、予算現額に対する執行率は93.6%であります。この結果、歳入歳出差引残額は2,830万9,876円であります。

次に、議案第17号平成27年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件についてであります。

本件につきましても、地方自治法第233条の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。

歳入では、予算現額1,506億1,054万円に対し、決算額は1,559億8,416万3,923円で、予算現額に対する収入率は103.6%であります。歳出では、予算現額1,506億1,054万円に対し、決算額は1,476億9,665万4,607円で、予算現額に対する執行率は98.1%であります。この結果、歳入歳出差引残額は82億8,750万9,316円であります。

以上、補正予算及び決算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、決算につきましては、監査委員の審査を受け、その結果が意見書として提出されております。監査委員の意見につきましては、これを十分に尊重いたしまして、今後とも効率的かつ安定的な事業運営に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（青柳宗五郎） 提案理由の説明を終わります。

---

## 日程第6 一般質問

○議長（青柳宗五郎） 日程第6、一般質問を行います。

通告はありません。以上で一般質問を終わります。

---

日程第7 議案第15号 平成28年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件から

日程第9 議案第17号 平成27年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件まで

○議長（青柳宗五郎） 日程第7、議案第15号平成28年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件から日程第9、議案第17号平成27年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件まで、以上3件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第15号平成28年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件から日程第9、議案第17号平成27年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件まで、以上3件を一括議題といたします。

質疑の前に、柴田代表監査委員から決算審査の結果について報告を求めます。柴田暹代表監査委員。

【柴田暹代表監査委員 登壇】

○代表監査委員（柴田 暹） 代表監査委員の柴田でございます。

私から、平成27年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算につきまして、審査結果の概要を報告いたします。

地方自治法第292条において準用する同法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、秋田県後期高齢者医療広域連合長から審査に付されました平成27年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況調書は、関係法令に準拠して作成されており、その各計数は、関係諸帳簿及び証書類と符合し、正確であると認められました。

また、予算の執行、会計経理事務の処理及び財産管理の状況につきましても、適正に処理されているものと認められました。

なお、詳細につきましては、お手元に配付してございます「歳入歳出決算審査意見書」をご参照願います。

今後とも、被保険者の方々が安心して医療を受けることができるよう、適正な制度運営に努めるとともに、財務事務の厳正な執行に万全を期するよう要望するものでございます。

以上で、決算審査に係る意見の報告といたします。

○議長（青柳宗五郎） これで柴田代表監査委員の報告は終わりました。

これより、議案第15号から議案第17号までに対する質疑を行います。

議案第17号について、14番鹿兒島議員から通告がございますので質疑を許します。

鹿兒島議員、自席にてお願いします。

○14番（鹿兒島 巖） 14番、小坂町選出の鹿兒島であります。議長から発言の許可をいただきましたので、質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、歳出での不用額にかかわって2点お伺いをしたいと思います。

1点目は、1款総務費1項1目総務管理費での不用額であります。この不用額、前年



度に引き続き多額となっていることについてであります。過去3年間で見ますと、25年度は1,002万2,631円、26年度は1,904万1,552円、そして、27年度は1,845万2,611円という数字であります。

26年度の決算で同様の指摘をしたわけではありますが、そのときの答弁では、第三者委員会にかかわる経費が当初見込みを下回ったことと、新規派遣職員が平均年齢を下回る職員であったことや、宿舍の借り上げを要しない職員であったことなどで不用額が増えたとのことであります。この点ではそういうこともあり得るのかなというふうに、一定の納得がいくわけではありますが、しかし、それでは総務管理費の13節委託料ではどうかということでもあります。委託料では、25年度が1,361万7,812円、26年度は1,367万7,812円、そして27年度は1,361万3,655円、ここ数年ほぼ同様に1,360万円余を不用額としてきているわけであります。委託料の内容は、議案書の49ページの備考をご覧いただければおわかりのように、システム関係やレセプト関係、諸事務処理関係が大半で、例年実績と当該年度の事業計画などをもとに委託業務と業務量に見合う委託計画が行われることから、精度の高い予算編成が可能なものと考えますが、事実、備考欄に掲載がある業務は、電算処理システム番号制度対応委託料を除いて、25年度以降同額がほとんどという変動のない状況の決算となっているところであります。予算編成時の精査が不十分というふうに指摘せざるを得ないし、改善すべき余地があるものと考えますが、いかがでしょうか。

それから、不用額についての2点目ではありますが、5款保健事業費についてであります。保健事業費にかかわっては、私はこれまでも問題提起をさせていただきましたし、当局も重要施策として年々予算を増額してきたところでありますが、しかし、予算の増額とともに不用額もまた増加しているということでもあります。ここでの不用額の要因は、1項健康保持増進事業費1目負担金補助及び交付金で発生していることにその原因があるのではないかと。この要因をどう改善していくのかということが問題であるというふうに考えているところであります。

健康保持推進事業は、結果として保険給付費軽減にも寄与する施策であり、広域連合としてその推進に一層の具体的な取り組みが必要と考え、これまでも、先ほども申しましたように何度か提言させていただきました。これまでの答弁では、実施主体が市町村で云々ということで、連合としての主体性の発揮について消極的と受け取れる答弁であったと思うわけではありますが、せつかく毎年予算を増やしてきている中で、そのことが成果に結びついていない、こういう形での不用額としてうつるのではないかと。連合として抜本的に対策をとる必要があると思っておりますけれども、所見をお伺いしたいと思います。

歳出2款保険給付費は、1,420億円余ということではありますが、これを被保険者1人

当たりに換算すると約75万という金額になります。この点にかかわって、厚労省の「医療費の地域差分布」、こういう資料がございますけれども、これによれば23年度では47都道府県中上から40番目、24年度では41番目という低い状況になっております。ここ数年40番目前後という位置にあるわけでありますが、一方、同資料の国保での1人当たり給付費は、上位から17番目前後になっております。74歳までが国保で、75歳を過ぎると後期高齢者医療に移行することを考えれば、何か全国的な位置の中での違和感があるように感じてしまうわけでありますが、国保と後期高齢者医療でのこの差をどのように受けとめたらいいのか、何か要因があるのか、その辺について当局の見解をお伺いしたいと思います。

以上であります。

○議長（青柳宗五郎） 答弁を求めます。佐々木事務局長。

【 佐々木吉丸事務局長 登壇 】

○事務局長（佐々木吉丸） 鹿兒島議員の平成27年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件についてのご質疑にお答えいたします。

初めに、1の不用額についての（1）総務管理費での不用額についてであります。1款1項1目13節委託料の不用額約1,360万円のうち、主なものは国保連合会へ支払う後期高齢者医療に関する委託料で、約1,025万円となっております。委託内容は、レセプト等資格確認、過誤・再審査等であり、実績により委託金額に増減があることから、不足が生じることのないよう予算措置しているものであります。

次に、（2）5款保健事業費の健康保持増進事業についてであります。1目健康診査費は、市町村で実施している健康診査事業に係る費用相当額を補助金として交付するものであり、平成27年度はデータヘルス計画の中で受診目標値を19%として、必要な費用を予算措置しております。この目標値に対し、市町村でばらつきがあるものの、県全体実績受診率は、26年度は17.6%、27年度は18.1%と向上しているところです。今年度はさらなる受診率向上のための取り組みとして、目標値19%に満たない市町村を訪問し、事業内容について聞き取り、情報交換を行っております。今後もさらなる受診率向上に向けて市町村に対し働きかけを行い、不用額の圧縮に努めてまいります。

最後に、2、保険給付費についてであります。厚生労働省の医療費地域差分析資料によると、秋田県の1人当たり医療費は、後期高齢者医療保険においては、47都道府県中、額の上位から、24年度及び25年度は41位、26年度は43位で推移しており、26年度の医療費は79万3,000円となっております。国民健康保険においては、同じく24年度17位、25年度14位、26年度15位で推移しており、26年度の医療費は36万2,000円となっております。

後期高齢者医療保険1人当たり医療費は、全国的に見た場合、九州、四国地区が高く、東北地区が低い、いわゆる西高東低の傾向にあります。一方、国民健康保険は、秋田県の場合、他県に比べ若年層の割合が低く、75歳未満の前期高齢者の割合が高いため、1人当たり医療費がかかり増しになっているものと考えております。

○議長（青柳宗五郎） 14番、鹿兒島議員。

○14番（鹿兒島 巖） ありがとうございます。

それでは、改めて再質問させていただきます。

まず不用額についてであります。委託料についての今の説明では納得しかねるというふうに言わざるを得ません。例えば、システム機器保守及び機器設置管理委託料は、26年度、27年度とも同額の3,312万3,684円、変わりはありません。レセプト二次点検委託料、それから、システム運用作業委託料も、26年度、27年度とも同額で、2,484万7,000円、それから、システム運用作業委託料のほうについては、3,619万円、全く同額で推移をしております。で、また、委託料で一番大きな後期高齢者医療に関する委託料では、26年度は7,752万7,142円、27年度は7,985万738円。ここでも一番多い委託料の中でも230万ほどの差しかないわけであります。

委託料全体が2億2,400万ということでありまして、ただいま例示した項目だけで約1億6,400万円。その他の委託料では大きな差はない、そういう決算状況。個々に見るとそういう状況になっている。したがって、先ほど言ったように、毎年これだけの不用額を出していることについて、何ら変化がない状況にきている。これはやはり見直す必要があるのではないかと。委託料等については、契約時点において金額もはっきりわかる。それをもとに予算計上が可能なわけでありまして、そういう点で改善の余地があるのではないかと。もう一度具体的な事例を示しましたので、お答えいただきたいと思っております。

次に、保健事業費にかかわってであります。これについても、先ほど答弁もありましたこの分析の関係、特定健診、特定保健指導の地域差という資料もございまして、その都道府県別の特定健診、特定保健指導の実施状況、これは24年度の数字でありますけれども、これでは特定健診受診率の全国平均が46.2%であります。これに対して秋田県は41.3%、47都道府県中35番目という位置にあるわけでありまして。特定保健指導実施率は全国平均で16.2%に対して、秋田県は、ここでは上回っておりますが、19.2%という数字でありますけれども、これでも全国的には20番目、中位の上、ちょっと上という状況、それから、特定保健指導実施率は、今、言ったことですが、近隣の特定健診受診率では、山形で見ますと53.6%、それから宮城で52.9%、岩手で46.2%、東北地域の中では41.3%ですから、山形、宮城、岩手に次いでという位置づけになっている

と。こういう点で、近県でこういう率が上昇してきたことについて、やっぱり一定の取り組みがされていると思うんですけども、こういった近県での情報交換等はされているかどうか。受診率を上げるということが少なくとも力を入れて予算を毎年増額してきている中で、残念ながら不用額も増えている。こういう実態を解決する一つの方策として、具体的な対策を一層必要と考えますけれども、この辺も含めて、改めてお考えをお聞かせください。

○議長（青柳宗五郎） 佐々木事務局長。自席で結構です。

○事務局長（佐々木吉丸） それでは、鹿児島議員の再質問についてお答えいたします。

いわゆる不用額についてのお尋ねでございます。私どものほうの、先ほどの総務管理費の国保連合会との契約に基づく不用額についてでございますが、平成27年度の国保連合会との後期高齢者医療に関する業務委託料は、予算額9,009万9,000円、これに對しまして実績額が7,985万738円となっており、結果としてご質問のとおり不用額が1,024万8,262円生じてございます。実は、25年度の実績額につきましては、6,696万8,353円、26年度の実績が7,752万7,142円となっておりまして、その伸び率であるところの1,055万8,789円を考慮いたしまして、27年度の予算を見込んだものでございます。ご了承願いたいと思います。

続きまして、健康診査事業の不均衡、低水準についてのお尋ねでございますが、健康診査事業の実施主体はあくまでも市町村でありまして、広域連合は支援する立場にございます。これは広域計画にも定めているところではございますが、また、これにつきまして、私どもで運営懇話会、医療等の関係者、学識経験者等で組織する運営懇話会及び市町村の担当者とともに意見を反映して策定したデータヘルス計画というのがございますが、そのデータヘルス計画におきまして、この健康診査実施事業につきまして受診率を27年度19%、28年度20%、29年度21%としたところであり、目標値は妥当なものであると考えてございます。今年度は、先ほど答弁いたしました市町村訪問の結果を踏まえまして、11月上旬に市町村担当者意見交換会を開催して要望等を伺いながら連携を図ってまいります。

また、近県等との情報交換ということにつきましては、私どものほうで、北海道・東北後期高齢者医療広域連合協議会というものを行っておりまして、その場におきまして、それぞれの情報交換を行っているところでありますので、ご了承を願います。

以上です。

○議長（青柳宗五郎） 14番、鹿児島議員。

○14番（鹿児島 巖） 委託料の件ですね、まあ、しかし、それであって、毎年さっき言ったように、ここ数年不用額が1,300万ほど出ていると。この点は、やっぱりもう一

回考えていく必要があるのではないか。一番大きな診療報酬の関係とのこともありましたけれども、それが上下しても、結局毎年これだけのものが出ているというのは、どこかにやはり要因があるのではないか。これはやっぱり検討をしていただきたいというふうに思います。

それから、事業の関係での、情報交換をしているということでもありますけれども、やっぱり一般的な情報交換ではなくて、どういった具体的な施策が行われているのかということが重要でありますので、せっかくそういう場を持っているわけでもありますので、その中で、特にこういう課題については重点的に情報交換を行う、そういう機会ももっていく必要があるのではないかと思います。この点についても見解をお伺いしたいと思います。

それから、もう1点、先ほど申しました後期高齢者医療と国保との、いわゆる金額的な大きな差はありますけれども、しかし、順位の中では先ほど言ったように後期高齢者が下位に来ているような状況、やっぱりこれはどこかに要因があるのではないか。これは運営懇話会等でも何かそういう指摘があって、これについて答弁をされているわけですが、その答弁も原因ははっきりわからないというふうな内容になっているように思うわけがあります。やっぱりこの辺について、国民健康保険はこういう全国的にはこういう位置になるけれども、後期になるとがたっと下がってしまう。どこかにやっぱり要因があるはずであります。これはやっぱり要因をつかむための研究といいますか、努力をしていただきたいと思うわけですが、この点についていかがでしょうか。

○議長（青柳宗五郎） 佐々木事務局長。

○事務局長（佐々木吉丸） 鹿兒島議員の再々質問についてお答えいたします。

まず、総務管理費の不用額の件についてであります。予算の編成に当たりましては、今後とも、保険者として、被保険者に対しまして適切かつ必要な医療給付を行えるよう予算の確保に努めるとともに、事業の執行についても効率性に十分配慮しながら取り組んでまいります。

次に、保健増進事業についてのお尋ねですが、このことについては先ほどもお答えいたしました。近県との北海道・東北後期高齢者医療広域連合協議会等におきまして、例えば議題として協議をするなど、何らかの方策を考えてまいりたいと考えております。

また、3つ目の医療費の順位についてでございますが、後期高齢者の順位は確かに低いのですけれども、1人当たりの医療費は、お答えいたしましたとおり70万を超えてございます。一方、国保のほうは、順位は高いものの、医療費については36万円ということでございますので、やはり第一答弁でお答えいたしましたとおり、高齢者の割合が他県に比べて高いというところでこういう結果になっていると思いますが、先ほどお話しいたしました運営懇話会、医師等の医療関係者及び学識経験者等で組織いたしている、その運営

懇話会におきまして、秋田県と全国の1人当たり医療費の相違について話題になったことがございまして、委員の中からは、秋田県では安価で良質な医療を提供している、県民が医療の提供を受けられないという状況ではないというようなご意見もございました。秋田県広域連合といたしましては、適正な医療の結果としてそのような順位になっているものと認識いたしております。

以上です。

○議長（青柳宗五郎） これで鹿兒島議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑の通告はございません。以上で、議案第17号に対する質疑を終了いたします。

以上で議案第15号から議案第17号に対する質疑を終了いたします。

これより、議案第15号から議案第17号までに対する討論を行います。

通告はございません。以上で、議案第15号から議案第17号に対する討論を終了いたします。

これより、順次採決いたします。採決の方法は簡易採決で行います。

議案第15号平成28年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第15号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成27年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第16号は、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、議案第17号平成27年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第17号は、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり認定されました。

以上をもちまして、本定例会に付議された事件はすべて終了いたしました。

---

## 広域連合長のあいさつ

○議長（青柳宗五郎） この際、広域連合長から発言の申し出がございますので、発言を許します。穂積広域連合長。

【 穂積志広域連合長 登壇 】

○広域連合長（穂積志） 閉会に当たり一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、それぞれの議案につきまして、慎重なるご審議の結果、いずれも適切なお決定をいただき、厚く御礼を申し上げます。

今後、見込まれる高齢者の増加、それに伴う医療費等の増大、さらには、高齢者を支える現役世代の相対的な減少に対しどう対応していくかは、後期高齢者医療制度のみならず、介護・医療制度全体としてとらえるべき大きな課題であります。

後期高齢者医療制度においては、被保険者の負担はもとより、現役世代を含めた負担の公平性を確保しながら、本制度の安定した運営が可能となるよう、国に対して責任ある制度設計と財政支援を今後も引き続き要望してまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

---

## 閉 会

○議長（青柳宗五郎） この際、お諮りいたします。

会議規則第43条の規定により、本定例会で議決されました議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っておりますが、このことにご異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで、平成28年10月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後4時9分 閉 会

---



地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条第2項の規定により署名する。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議長

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員